

県内の菌床きのこ生産者の方へ 補助金のお知らせ

事業名

宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業

事業内容

燃油価格や生産資材価格をはじめとする物価高騰が長期化しており、県内のきのこ生産者の経営に大きな影響を及ぼしています。現在、不安定な中東情勢による石油関連製品の大幅な価格改定が見込まれており、特に、周年で施設栽培しているきのこ生産については、物価高騰等に伴う業績悪化の影響が大きいことを踏まえ、物価高騰等のかかり増し経費に対する補助を行うことによって、生産者の安定経営を支援します。

補助対象期間

令和8年2月1日 から 令和9年1月31日 まで

(上記期間内の出荷量もしくは菌床数に応じて、経費の一部を補助します。)

対象者

令和7年度において、県内できのこ生産の経営実績及び販売実績を有する生産者。

補助単価

	①	②
1. 菌床まいたけ (ブロック栽培) (特用林産施設体制整備事業実施主体)	20,000円/ t 13,000円/ t	97,000円/10,000菌床 63,000円/10,000菌床
2. 菌床しいたけ等(ブロック栽培) (特用林産施設体制整備事業実施主体)	16,000円/ t 9,000円/ t	108,000円/10,000菌床 61,000円/10,000菌床
3. 菌床なめこ (瓶栽培) (特用林産施設体制整備事業実施主体)	11,000円/ t 6,000円/ t	21,000円/10,000菌床 11,000円/10,000菌床
4. 菌床えのき等 (瓶栽培) (特用林産施設体制整備事業実施主体)	8,000円/ t 3,000円/ t	26,000円/10,000菌床 10,000円/10,000菌床

※予算を上回る申請があった場合は、単価を調整する場合があります。

採用する補助単価の考え方

	①	②
例. 菌床まいたけ（ブロック栽培）	20,000円/ t	97,000円/10,000菌床
（特用林産施設体制整備事業実施主体）	13,000円/ t	63,000円/10,000菌床

- ・ 特用林産施設体制整備事業の実施主体は、同事業によって「生産資材」の支援を受けているため、かかり増し経費に対する補助は「包装資材」・「光熱費」のみ対象としており、各きのこ区分の下段（青字）の補助単価が適用されます。
- ・ 補助単価について、①「1t 当たり」の補助単価か、②「10,000菌床当たり」の補助単価かどちらかを選択できることとします。

申請窓口・お問い合わせ先

補助事業の活用を御希望される方は、事業所がある市町村を管轄する地方振興事務所もしくは地域事務所の林業振興部林業振興班宛に御相談願います。

窓口	管轄する市町村	連絡先
大河原地方振興事務所 林業振興部林業振興班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3249
仙台地方振興事務所 林業振興部林業振興班	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、 亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、 富谷市、大和町、大郷町、大衡村	022-275-9252
北部地方振興事務所 林業振興部林業振興班	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0719
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 林業振興部林業振興班	栗原市	0228-22-2381
東部地方振興事務所 林業振興部林業振興班	石巻市、東松島市、女川町	0225-95-1436
東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部林業振興班	登米市	0220-22-6125
気仙沼地方振興事務所 林業振興部林業振興班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2535